

一般社団法人山梨県作業療法士会 旅費規定

平成 26 年 1 月 1 日

令和 8 年 7 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この規定は、本会の事業に伴い役員等が、公務のために旅行する場合の旅費に関する基準を定めるものとする。

(旅費の支給)

第 2 条 理事会の決議により、本会の役員及び社員が本会の公務で旅行した場合は旅費を支給する。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第 4 条 旅費は、最も合理的かつ経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費を支給する。

2 役員等が国内を旅行する場合は、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃の実費を支給する。宿泊料は、宿泊先の区分に応じ別表の金額を上限とした実費を支給する。

3 役員等が国外を旅行する場合の旅費の支給額は、その都度理事会が決定する。

4 社員が会議等により県内を旅行する場合の交通費は、別途細則を定める。

(規定の変更)

第 5 条 この規定は、理事会の議決がなければ変更できない。

(その他)

第 6 条 この規定に定めない事由又は、この規定に準拠することが妥当ではない理由がある場合には、一般社団法人山梨県作業療法士会理事会での承認を受けてこの規定に準拠しないことができる。

別表（第 4 条第 2 項関係）

宿泊料（一泊につき）

甲地方	乙地方
特別区（東京 23 区）および政令指定都市	甲地方以外の地域
15,000 円	12,000 円

附 則

1 この規定は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規定は、令和 8 年 7 月 22 日から一部改正により施行する。